

笠間市いじめ調査委員会の概要について

1. 【笠間市いじめ防止対策推進条例（抜粋）】

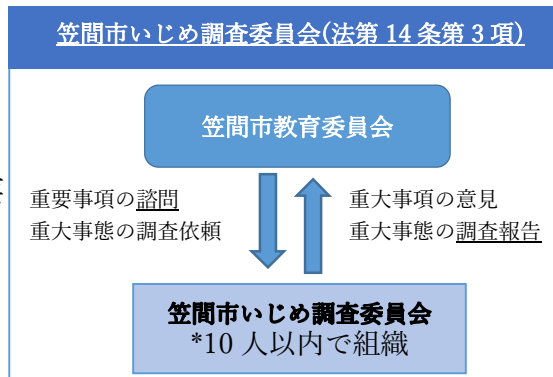
（笠間市いじめ調査委員会）

第19条 教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として笠間市いじめ調査委員会（以下「市いじめ調査委員会」という。）を置く。

2 市いじめ調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項を行う。

- (1) いじめの事案に関する調査（次号の調査を除く調査で市いじめ調査委員会が調査する必要があると教育委員会が認めるものに限る。）
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関する調査
- (3) いじめの防止等の対策について必要と認める事項

3 （略）



重大事態とは

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項より

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2. 【笠間市いじめ調査委員会運営規則（抜粋）】

（調査等）

第6条 条例第19条第2項第1号又は第2号に規定する調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 各委員は、公平性、中立性及び透明性を図る観点から、事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることにより、客観的な事実関係を速やかに調査するものとする。
- (2) 調査は事案ごとに行うが、複数事案を合わせて行うことも差し支えないものとする。
- (3) 調査にあたり、学校の調査結果を検証するとともに、学校に対し調査に関する資料等の提供を求め、児童生徒へのアンケートや学校、児童生徒、保護者その他の関係者からのヒアリング、現地調査等を実施することができる。
- (4) 調査結果を踏まえ、再発防止に資する必要な対応策を検討する。

2 ～ 4 （略）

（報告等）

第7条 調査委員会は、報告書等により調査結果を教育委員会へ報告し、必要に応じ、再発防止に資する意見を述べるものとする。また、調査の進捗状況等についても、適時適切に教育委員会へ報告するものとする。（法30条第1項）